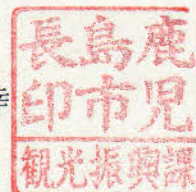


観 振 第165 -2号  
平成26年 1月27日

様

鹿児島市長 森 博 幸



公文書一部開示決定通知書

平成26年1月10日付けの開示請求について、鹿児島市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	(1) 平成22年1月22日決裁の T ポイントレディスゴルフトーナメントへの後援についての原議書 (2) 平成22年11月12日決裁の T ポイントレディスゴルフトーナメントの後援についての原議書 (3) 平成23年11月14日決裁の行事の後援承認についての原議書 (4) 平成24年12月10日決裁の行事の後援承認についての原議書	
2 公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
	場所	
3 開示の実施の方法	写しの交付 (郵送)	
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	鹿児島市情報公開条例第7条第2号に該当 当該公文書には、個人の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるため。	
5 事務担当課	経済局 観光交流部 観光振興課 電話番号 216-1327	
6 備考		

注

この処分に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鹿児島市長に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として (鹿児島市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。